

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年12月1日発行 No. 14

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

イベントの中止について。

○ 次のイベント等は中止します。

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
鶴沢地区新春のつどい	中止	1月10日(日)	鶴沢公民館 024-538-0030	鶴沢公民館
小神地区新年のつどい	中止	1月10日(日)	小神公民館 024-565-5092	小神公民館

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止について 【問い合わせ先:保健福祉課健康増進係 内線2202】

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。国内の感染者は増加しており、福島県内では11月に郡山市の専門学校グループにおいてクラスターが発生し感染者が急増しています。近隣の福島市や伊達地方(伊達市、伊達郡内)でも感染者が確認されています。家族に感染症が発症すると一緒に暮らす家族の方は濃厚接触者となり家族内感染の可能性が高くなってしまいます。これから、冬をむかえます。感染症拡大防止のために次のことに注意してください。

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

- ① 人と人との距離の確保や3密を避ける、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を実施する。
- ② 寒い環境でも室温が下がらない範囲で窓を開けて換気をする。
- ③ 湿度40%以上を目安に適度な湿度を保つ。

感染リスクが高まる5つの場面

場面1 飲食を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚がマヒし、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間大人数が滞在すると感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



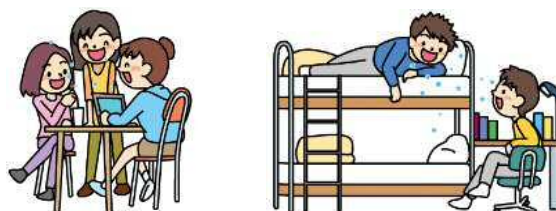
場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共有部分での感染が疑われる事例が、報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



季節性インフルエンザの流行期です。
予防接種を受ける場合は、かかりつけ医や接種を希望する医療機関にまずは、電話で「相談」・「予約」をしてください。

インフルエンザ流行期を見据えた伊達地方発熱外来の流れ

【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2202】



【発熱外来について】

- 発熱外来の相談対象となる方
 1. 発熱等（平熱より高い）の症状がある方
 2. 伊達市・川俣町・桑折町・国見町の住民または、勤務する方
- 発熱外来の場所、診察日時および、予約方法

外来場所：北福島医療センター駐車場（住所：伊達市箱崎字東 23-1）
 診察日時：平日のみ（土日、祝日、年末年始を除く） 診療時間：14：00～16：00
 予約受付 時間：当日の受付のみ 9：00～12：00
 ※ 発熱外来を受診する場合は、完全予約制となります。
- 持参する物
 1. 被保険者証等 2. お薬手帳 3. 預り金（5,000円）
- 来院時の注意事項
 1. 予約時間の15分前までに来てください。
 2. 公共交通機関を利用せず、自家用車でおこしてください。
 3. 到着後は、車から降りずに係員の支持に従ってください。
 4. 来院時は、必ずマスクの着用をお願いします。
 5. 自宅でトイレを済ませてからおこしてください。



緊急支援による雇用維持補助金の期間延長について

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1505】

- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請・相談は予約制とします。
- 新型コロナウイルス感染症により業績が悪化している法人または、個人事業者に対して以下の通り支援を行っていましたが、申請期間を延長します。なお、国・県の補助金等との併用も可能です。
1. 補助対象となる業種

建設業および、製造業を営む事業者
 2. 補助対象となる事業所の規模等
 - (1) 補助対象とする事業所の規模

正規従業員数5人以下の小規模な事業所

※ 複数の事業を営む者であって、既に事業維持等給付金の給付を受けた事業者は対象外
 - (2) 補助対象となる者

事業主（役員・専従者を含む）、正規従業員及びパート・臨時雇用従業員
 - (3) 補助対象とする月及び売上高の減少率

対象月：4～6月

減少率：前年同月比15%以上
 3. 補助基準額及び上限

補助基準額：100,000円/人

補助上限：1事業所あたり500,000円
 4. 添付書類
 - ・ 売上げの減少が確認できる書類
 - ・ 従業員の数を確認できる書類
 - ・ 町税滞納の無いことが確認できる書類
 - ・ 通帳の写し
 5. 申請期限

令和2年12月28日（月）

○補助対象の具体例 (人)

	事業主	役員	専従者	従業員	※パート	計対象者	判定	補助額	備考
例①	1	—	—	—	—	1	○	10万円	経営者のみ
例②	1	—	1	1	1	4	○	40万円	
例③	1	—	1	2	1	5	○	50万円	
例④	1	1	1	5	1	9	○	50万円	上限50万円
例⑤	1	1	1	6	1	10	×	—	正規従業員6人以上

※一定の条件（日数、労働時間）を満たす場合のみ対象となります。